

国民年金保険料を納めることが難しいときには…

# 「免除」や「納付猶予」が申請できます

★市民課国民年金係 ☎ 25-11114  
支所市民福祉課 ☎ 72-1333  
熊谷年金事務所 ☎ 048-522-5012

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合、「保険料免除制度」や「納付猶予制度」が利用できます。  
また、失業等を理由とした保険料免除の特例申請といった制度もあります。

## ◆利用の際は申請を

7月から令和5年度分（令和5年7月～令和6年6月）の保険料に関する免除や納付猶予の申請を受け付けています。原則、申請は毎年度必要です。

※ただし、昨年度に全額免除または納付猶予の承認（特例申請による承認を除く）を受けた方が、あらかじめ継続申請を希望している場合、今年度の申請は不要です。送付される審査結果を確認してください。

## 保険料免除制度

要件 本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の

場合

※免除される額は、21ページ表1のとおりです。

## 納付猶予制度

要件 20歳から50歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合

※保険料免除制度、納付猶予制度とも申請時から2年1か月前まで遡って申請できます。保険料を未納のままにしておく、老齢基礎年金、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。詳しくは、21ページの表2をご覧ください。



## 失業等による特例申請

失業等を理由とした保険料の免除申請（特例申請）です。失業した方の所得については、申請にあたって所得額の審査対象から除かれます。※申請が可能な期間は、失業日（＝退職日の翌日）を起算日として、その前月から翌々年の6月までです。

## ◆申請について

申請方法 申請書に必要事項を記入し、次の必要書類を

添付のうえ郵送または直接申請窓口へ

※詳しくは、日本年金機構 または申請窓口で配付の申請書をご覧ください。

## 必要書類

- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- ・年金手帳または基礎年金番号通知書

※郵送申請では、写しを送付してください。

※失業等による特例申請の場合、そのほかにも必要な書類があります。詳しくは、お問い合わせください。

## 申請窓口

市民課国民年金係（市役所1階）、支所市民福祉課（アスパピアこだま1階）

## ▼マイナンバーカードで電子申請が可能に

マイナンバーカードがあれば、電子申請が可能です。スマートフォン等からいつでも申請ができて便利です。

※事前にマイナポータルでの利用者登録が必要です。



マイナポータル

## 産前産後期間の免除制度

産前産後の一定期間について、届出をすることで保険料の免除が受けられます。

## 免除となる期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間  
※多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間  
なお、出産日が平成31年2月1日以降で、すでに保険料を納付している場合、保険料の還付が受けられます。

詳しくは、市HP及び日本年金機構HPをご覧ください。



市HP



日本年金機構HP

表1 免除等の所得基準額（所得審査対象者全員の前年所得が下記の計算式で計算した金額以下であること）

免除の区分	所得基準額
全額免除・納付猶予	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 32万円
4分の3免除	88万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
半額免除	128万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
4分の1免除	168万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

※「扶養親族等控除額」「社会保険料控除額等」は、年末調整・確定申告で申告された金額です。源泉徴収票・確定申告書控等でご確認ください。地方税法に定める障害者・寡婦・ひとり親の場合は、基準額が変わります。

表2 免除等と将来の年金受給との関係

免除等の区分	老齢基礎年金		障害基礎年金・遺族基礎年金
	受給資格期間	年金額	保険料納付要件
全額免除	算入される	8分の4が反映	算入される
4分の3免除		8分の5が反映	
半額免除		8分の6が反映	
4分の1免除		8分の7が反映	
納付猶予		反映されない	
産前産後免除		免除期間は保険料を納めた期間とみなす	
未納	算入されない	反映されない	算入されない

※一部免除の場合、納付すべき保険料を納めないと、未納と同じ扱いになります。また、免除等を受けた期間は、10年以内であれば後から保険料を納めること（＝追納）ができます。追納すると、将来受け取る年金額は減少しません。

## 令和5年度住民税非課税世帯等に対する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金について

電力・ガス・食料品等の価格高騰に対する国の給付金制度に基づき、1世帯あたり3万円を給付します。

★地域福祉課（コールセンター） ☎ 25-11107

- 対象世帯 世帯全員が、次のすべてに該当すること
    - ・基準日（令和5年6月1日）において、本庄市に住民登録がある
    - ・令和5年度の市民税均等割が非課税
- ※住民税が課税されている方に世帯全員が扶養を受けている場合は支給対象となりません。



- 受取手順
  - ①対象世帯には、給付内容と振込先が書かれた「確認書」を7月中旬に送付します。
  - ②振込先に変更がない場合は、必要箇所をチェックしたうえで、同封の返信用封筒で返送してください。
  - ③返送からおおむね2週間で振り込まれます。

※後日、振込済通知書が届きます。  
※昨年度給付を受けている世帯の場合は、同じ口座へ振り込みます。振込先は、原則、世帯主の口座になります。変更がある場合は、確認書に記載された期限までにご連絡ください。

## 受取に申請が必要な場合があります

次の方は確認書が送付されません。地域福祉課へお問い合わせください。



- ・令和5年1月2日以降本庄市に転入した方がいる世帯
- ・市県民税について未申告の方がいる世帯
- ・修正申告により税額が更正されて非課税となった世帯
- ・令和5年6月1日の時点で既に離婚しているが、令和5年度の申告上は元配偶者の被扶養者となっている世帯
- ・DVを理由に本庄市へ避難している世帯

## ●申請期間

11月30日(休)まで  
※詳しくは、市HPをご覧ください。



市HP